

新会社法へのご対応は司法書士におまかせください！

新会社法に関する Q&A はこちらへ

新会社法に関する Q & A

平成18年5月1日より「会社法」が施行されました。従来「商法」(第2編)、「有限会社法」、「商法特例法」に分かれて規定されていたものをひとつにまとめ「会社法」として一本化しただけでなく、平仮名口語体とし、会社法制に関するさまざまな見直しが行われました。そこで、よくある質問を Q&A としてまとめてみました。



Q 1 当社は、有限会社ですが、今後どうなるのでしょうか。

A 1 有限会社法が新「会社法」に統合され、廃止されました。これにより新しく有限会社を設立することはできませんが、既に存在する有限会社については経過措置が定められ、そのまま存続できることとなりました。

Q 2 会社法施行後、現行の有限会社のまま存続した場合の取り扱いのポイントを教えてください。

A 2 ポイントは次の4点です。

- 1) 有限会社法廃止に伴い、現行有限会社は整備法の定めるところにより新会社法の「株式会社」(「特例有限会社」と定義されます)として存続することになります。
- 2) 整備法の定めるところにより現行有限会社は新会社法の「株式会社」として存続しますが、商号中に「有限会社」の文字を使用する必要があります。
- 3) 特例有限会社は、整備法の規定により原則として現行有限会社に準じた措置がなされます。
- 4) 「有限会社」から「株式会社」への商号変更を行うことにより、特例有限会社から新会社法に定める株式会社に移行することができます。



Q 3 上記の場合に、現在の定款はどうしたらよいか。

A 3 現行有限会社の定款記載事項については、新会社法に規定する株式会社の定款に記載があるものとするみなし措置が設けられます。ただし会社備置定款については、新会社法が施行になっても従来のままですので、なるべく早目（最初に到来する株主総会）に形式的な定款変更決議を経て、定款の記載を修正のうえ備え置くと良いでしょう。

Q 4 有限会社の出資者である「社員」は、新会社法でどのように扱われますか？

A 4 有限会社の「社員」は、株式会社の「株主」とみなされます。現在の社員総会は、株主総会として開催することとなります。また、「社員名簿」は、株式会社の「株主名簿」とみなされます。

Q 5 社員の出資持分及び持分の譲渡は、新会社法でどのように扱われますか？

A 5 現行有限会社の「持分及び出資 1 口」は、株式会社の「株式及び 1 株」とみなされます。株主間の譲渡の場合であっても、株式会社の譲渡制限会社に対して譲渡承認手続きを要しますが、特例有限会社は、株式（持分）譲渡については、整備法 9 条により有限会社法 19 条と同様の扱いとなりますので、株主（社員）間の株式（持分）譲渡については承認は不要です。

Q 6 有限会社の取締役等の任期は、株式会社と違い現在無期限ですが、新会社法施行後は変更になりますか？

A 6 新会社法の株式会社は最長でも定款の定めにより 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までの任期となりますが、特例有限会社の取締役、監査役については適用されませんので、任期は無期限となります。

特例有限会社については、現行有限会社と同様に取締役、監査役の任期が無いということになりますので、メリットの 1 つと言えます。



Q 7 今まで有限会社は計算書類の公告をする必要がありませんでしたが、新会社法施行後は、計算書類を公告する必要はありませんか。

A 7 特例有限会社については、計算書類の公告の必要性はありません。

なお、新会社法では、取締役会設置会社か否か、公開会社か否か、大会社か否か等に関わらず、株式会社である以上は計算書類の公告が必要となりますので、計算書類の公告義務がないことは、特例有限会社のメリットの1つとなります。

Q 8 今まで有限会社は社債の発行ができませんでしたが、新会社法施行後は、社債の発行ができるのでしょうか。

A 8 現行有限会社法の下では有限会社が社債を発行することはできませんが、新会社法・整備法施行後の特例有限会社は新会社法の株式会社として存続することになるため、新会社法第4編社債の適用があり、社債を発行することができます。

Q 9 特例有限会社のメリットは何ですか

A 9 一般的には、①手続きを何もしなくてよい、②役員任期が無期限、③決算公告が不要という点になります。

Q 10 会社法施行後、現行の有限会社を株式会社にする手続について教えてください。

A 10 特例有限会社から通常の株式会社に移行するためには、商号の変更（〇〇有限会社→〇〇株式会社）についての定款の変更を株主総会において決議し、株式会社の設立登記と特例有限会社の解散登記を行います。

Q 11 上記の場合の注意点はありますか？

A 11 株式会社へ移行後は特例有限会社に戻ることができないため、慎重に判断する必要があります。

また、特例有限会社が株式会社に移行する場合、通常は特例有限会社の定款に任期の定めはないため、商号変更のみを行った場合、取締役の任期は2年となってしまいます。そのため、従来の取締役で就任後2年以上経過している取締役は、商号変更と同時に任期満了退任することとなり、後任の取締

役を選任しなければならない場合があります。また任期を2年以上とするには、定款にその旨を記載する必要があるため、任期についての定款変更も必要となってきます。したがって移行の際には、会社の実状に合わせて商号のみならず多岐にわたる定款の変更が必要になります。

Q12 会社法施行前と後で有限会社から株式会社に組織変更する場合の違いについて説明してください。

A12 現行では、最低資本金の規制があるため「会社に現存する純資産の総額」が1,000万円を超えないと株式会社に組織変更できないが会社法施行後は債務超過の有限会社でも株式会社に移行することができる。

Q13 当社は、株式会社ですが、何もしなくてもよいのでしょうか？

A13 今回の改正では株式会社については、有限会社のように移行手続きとの選択肢はありません。何も手続きをしなくても問題ありませんが、新会社法のもと会社の実態、今後の展開に応じた見直しが必要となるケースが考えられます。特に①取締役の数、②取締役の任期、③会計参与の設置等機関設計が大変重要になってきます。

Q14 合名会社、合資会社はどうなりますか？合同会社が新設されたそうですが、それはどのような会社ですか？

A14 合名会社、合資会社は株式会社と同様、従来通り設立、存続します。
合同会社は新会社法で新設された会社です。米国のLLC（有限責任会社）にならって導入された日本版LLCと呼ばれています。合同会社は対外的には社員（出資者）の有限責任が認められるので株式会社と共通しますが、内部的には取締役、監査役の設置が不要、利益処分を自由に決める事ができる等、合名会社、合資会社と共通しています。

Q15 以前、資本金1円でも株式会社が作れるようになったと聞いたのですが、今後もそう考えて大丈夫ですか？

A15 以前から最低資本金規制特例制度を利用して設立した場合には資本金1円からでも株式会社を設立できました。旧商法では最低資本金制度（1,000万円資本金がないと株式会社が設立できない制度）で規制されていましたが、新会社法において最低資本金制度が撤廃され、1円からでも株式会社を設立できることになりました。



Q16 最低資本金以外にも、会社設立に関する規制が緩和されたときいたのですが、それは何ですか？

A16 会社設立に関する規制の見直しの主なものは、①類似商号規制の撤廃、②払込金保管証明書制度の一部廃止、③現物出資の緩和です。

Q17 取締役や取締役会の変更点について、具体的に教えてください。

A17 株式譲渡制限がある場合とない場合で異なってきます。

1) 株式譲渡制限会社の場合

会社の意思決定が迅速かつ効率的に行いやすくなりました。知人・親族から名前を借りるだけといった名目的な役員や形式的な会議が不要となり、迅速な意思決定や報酬等のコストの削減も可能になりました。したがって、取締役は1人以上、取締役会・監査役の設置は任意となります。

2) 公開会社の場合

従来の株式会社に対する規制と大きく変わっていません。ただし、迅速な意思決定を支援するため、書面による決議を採用することも認められました。

Q18 役員の任期を伸長できると聞いたのですが、どんな会社ならそのようなことができますか？また員数も減らすことができますか？

A18 取締役の員数は、取締役会設置会社かどうかで異なります。株式会社には、1人又は2人以上の取締役を置かなければならないと定められています。取締役会設置会社の場合には、取締役は3人以上必要です。取締役の任期は原則2年で従来と同じですが、株式譲渡制限会社では、定款で最長10年まで伸長することができます。



Q19 株主総会の重要性が高まったと聞いたのですが、どういうことですか？

A19 株主総会は最高の意思決定機関であることは変わりませんが、特に株式譲渡制限会社においては、取締役や監査役の設置が緩やかな規定になった分、株主総会での決議が重視されることになりました。

1) 株式譲渡制限会社の場合

取締役会の設置が任意となったため、会社の意思決定機関としては株主総会だけとなります。そのため、重要な事項で取締役単独の判断にゆだねるべきではない事項については、すべて株主総会の決議が要求されることになりました。ただし、取締役会設置会社を選択した場合には、下記の公開会社同様の取り扱いとなります。

2) 公開会社の場合

原則として今までと変わらず、株主総会で決議できる事項は、法律または定款で定められた重要事項に限られます(それ以外は取締役会で決定)。

Q20 会社の機関設計のポイントについて教えてください。

A20 機関とは、株主総会・取締役・取締役会・監査役(会)・会計参与・会計監査人等をさし、これらの組み合わせを機関設計といいます。今回の改正で、株式譲渡制限会社では機関設計の柔軟性が広がりました。したがって会社の成長度合いに応じて、常に機関設計を見直していく必要があります。会社が将来どういう姿になりたいかという点も考慮すると良いでしょう。たとえば、役員の任期を10年とすることは是非も含めて、役員構成の見直しの機会を時々作るという意味から、役員任期をいたずらに長く設定しないという判断も成長発展を望む会社にとっては重要です。

Q21 新しく創設された「会計参与」って何ですか？

A21 会計参与を端的に表現すれば、「取締役と共同して決算書を作成する会計専門家」というイメージになります。正確には、会計参与とは「株主総会で選任され、会計に関する専門的見識を有する者(税理士・公認会計士)として、取締役・執行役と共同して計算書類を作成するとともに、当該計算書類を取締役とは別に保存し、株主・会社債権者に対して開示すること等をその

職務とする株式会社の機関」です。会計参与はすべての株式会社に設置することができます。



Q22 現在2億円の中会社ですが、今回の改正で会社区分が変わりますか？

A22 「大会社」とは、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上または負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である会社をいいます。今回の改正で中会社・小会社という文言はなくなりました。大会社かそれ以外の会社かの区分になります。

Q23 公開会社とは証券取引所へ上場している会社のことですか？

A23 株式を証券市場に公開している会社のことではありません。株式譲渡制限規定を設けている会社以外の会社のことをいいます。新会社法では、「その発行する全部又は一部の株式の内容としての譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。」と定義しています。取締役会でなく株式会社の承認としているのは、取締役会がない場合があるためです。譲渡承認は、取締役会設置会社は取締役会が、取締役会非設置会社は、株主総会の決議によらなければなりません。

以上のQ&Aにあるとおり、会社法のもとでは、機関設計や役員の任期など、様々な点が会社の自治に委ねることができるようになりましたが、そのためには定款変更の手続やそれに伴う登記手続きが必要となります。

われわれ司法書士は「会社法」や「商業登記」に精通した企業法務の専門家として、これまで皆様のサポートをしてきました。会社法に関することや、経営されている会社についての新会社法の対応についてのご相談などは、最寄の司法書士事務所までお気軽にご連絡ください。また、宮城県司法書士会の電話・面接相談でも「会社法」についてのご相談を無料で行っております。ご利用ください。